

「今後の有害大気汚染物質の健康リスク評価のあり方について」(改定案)に係るフロー図(案)

一指針値設定のための評価値算出の具体的な手順のフロー  
 (動物実験の知見に基づく評価値算出について詳細に表示)  
 ※「今後の有害大気汚染物質の健康リスク評価のあり方について」(改定案)の詳細については、本文を参照すること。

**評価値算出**  
 1. 適切な疫学知見が存在する場合には、これを優先して評価に使用する。適切な疫学知見が得られない場合には、動物実験に基づく評価を検討する。  
 2. 評価値は発がん性及び発がん性以外の有害性について算出する。これらがともに算出可能な場合は両者の評価値を算出する。  
 3. 一方の有害性に関してのみ、適切な疫学知見が存在する場合、他方に関する動物実験に基づく評価値算出の必要性を十分に吟味し、疫学知見に基づく評価値のみを算出するか、両者の評価値を算出するかを決定する。

